

議案第十三号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二

十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾参年参月拾弍日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第十号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正す

る。

別表第一中「五〇円」を「七〇円」に改める。

別表第二を次のように改める。

蚕繭共済の共済金額及び共済掛金率表

共済目的危険階級	地 域	精当たり 共済金額	共済掛金率	同上の負担区分	
				國庫負担率	農家負担率
1 丙 B	吉尾・吉田・東光・太郎田・木泉	六〇〇〇円	七九%	四一%	三八%
3 甲 B	大柿・山田・坂戸・片柴・下谷・曹源寺・高橋 井手ノ原	六〇〇〇円	四八%	二五%	二三%
4 B	井土・糸戸・久原・福田・横手・西小鹿・加谷 坂本・大瀬・鎌田・牧	六〇〇〇円	三六%	一九%	一七%

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則

夏秋蚕繭				
6 乙 A	5 乙 A	4 乙 B	1 乙 B	5 B
砂原・山田・片柴・吉尾・谷谷・木地山・福山	吉田・東小鹿・久原・曹源寺・高橋・恩地・井手ノ原・三瀬・楢手・牧	本泉・小河内・坂本・西小鹿・下谷・実光・助谷・赤松・大瀬	神倉・太郎田・森・今泉・務賀・下西谷・坂戸・柿谷・大柿・鏡田	東小鹿・小河内・砂原・赤松・森・務賀・三瀬・恩地・助谷・谷谷・柿谷・福山
六〇〇〇円	六〇〇〇円	六〇〇〇円	六〇〇〇円	六〇〇〇円
四三	五一	五八	一〇四	三一
三三	二六	二九	三二	六六
三一	三五	二九	五二	二五